

えいご de バスケ 会則

第1条 (定義)

本会則によって定める条項は、文京総合体育館(以下「体育館」という)において、指定管理者である東京ドームグループ(以下「指定管理者」という)が主催するスポーツ事業の一つであるえいご de バスケ(以下「教室」という)に適用されるものとします。但し、教室の各クラスにおいて個別に規則を定めた場合には、当該規則が本会則に優先して適用されるものとします。

第2条 (運営・管理)

教室の運営・管理は指定管理者が行うものとします。

第3条 (目的)

教室は、バスケットボールを通じて基礎体力の向上や集団生活における規律など年代に合わせた心身のバランスを養い、簡易的な英単語の習得を目的とします。

第4条 (会員資格条件)

- 1 教室の会員は教室の趣旨を理解し、以下の各項目の全てに該当する方とします。
 - (1)本会則及び細則、施設利用規則を遵守することに同意する方。
 - (2)スポーツプログラムサービスまたは医師などの検診を1年以内に受診した方で、運動の禁忌となる疾病がないと診断された方。
 - (3)疾病に伴う症状や感染症のおそれにより、医師から運動することを禁止または制限されていない方。
 - (4)本教室の入会資格審査手続きにより、入会承認を得た方。
- 2 前項の各号に該当し、また該当する可能性が生じた場合、会員は直ちに指定管理者に書面にて届け出ることとします。会員が該当届出をしないまま本教室に参加し、事故が生じたとしても指定管理者はなんらの責任負担しないものとします。
- 3 未成年者の参加に関しては、親権者の同意を要することとします。

第5条 (会員の種類・区分)

本教室の会員の種類・区分は細則で定めます。

第6条 (入会手続き及び会費)

- 1 本教室に入会を希望する方は、所定の入会申込手続きを行い、指定管理者の入会承認を得たうえで、【細則】に定める所定の会費を指定管理者へ納入していただきます。
- 2 指定管理者は入会を希望する方の入会を承認又は承認しない自由を有し、承認しない場合その理由を明示する必要はないものとします。

第7条 (費用の返還)

会費はいかなる理由でも返還いたしません。

第8条 (会員資格の喪失等)

- 1 指定管理者は、会員が以下の各号の一つに該当すると判断した場合、当会員の会員資格の剥奪、または一時停止をすることができます。
 - (1)本会則及び施設利用規則等で定める諸規則に違反した場合。
 - (2)本教室の名誉と信用を著しく傷つけ、または秩序を乱した場合。
 - (3)本教室の会員としてふさわしくない行為をした場合。
 - (4)会費等の支払いを怠った場合。
 - (5)体育館及び体育館の付属品を故意に破損した場合
 - (6)第4条に抵触することとなった場合、または第4条の規定を故意に偽り、指定管理者の誤認による入会が分かった時。
 - (7)前各号の他、指定管理者が本教室の会員としてふさわしくないと認めた場合。
- 2 会員は上記の他、以下の場合その資格を失います。
 - (1)退会
 - (2)死亡

第9条 (退会及び休会)

退会とは、会員自己の都合により本教室を退会する意思を前月末までに書面に表示で当該意思表示につき指定管理者が相当の事由を認めた場合をいいます。また、休会とは会員自己の都合により一時的に本教室に参加できない場合にその旨を前月末までに書面で表示し、当該意思表示につき指定管理者が相当の事由を認めた場合をいい、**休会費は届出用紙の届出と共に納付しなければなりません。**

(休会費は細則第2条第2項に定める)

第10条 (会員証)

- 1 出席カードは記名された方以外は使用することはできません。
- 2 会員たる資格は第三者への譲渡・貸与はできません。
- 3 出席カードは紛失または破損した場合、ただちに所定の手続きを行い、指定管理者に再発行を申請してください。なお、会員は再発行の手続きに費用が発生する場合がある事を予め承諾して頂きます。

第11条 (施設の利用)

- 1 本教室では指導者の指示に従って頂きます。
- 2 会員等は体育館の開館時間中に本会則及び細則、施設利用規則に従い体育館を利用することができます。ただし、体育館の特別行事で利用を制限することがあります。

第12条 (施設の廃止、利用制限)

- 1 天災、法令の制定・改廃、行政指導、社会・経営状況の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生した場合、指定管理者は体育館の全部または一部を廃止し、また、その利用を制限することができます。
- 2 この場合、会員は指定管理者に対して、補償その他何等かの請求及び異議申し立てすることができます。

第 13 条 (会員の事故)

- 1 本教室は会員等が体育館の利用中に生じた盗難、傷害、自損等の人的物的事故について一切の責任を負いません。ただし、指定管理者に故意または重大な過失があった場合には、この限りではありません。
- 2 会員等は本教室の利用に際し、自己またはその構成員の責に帰すべき事由により、本教室会員または第三者に対して損害を与えた場合はその損害について賠償責任を負うものとします。

第 14 条 (体育館の休館日)

- 1 指定管理者は体育館の点検、補修、改造等施設の管理運営上、やむを得ない場合は必要最小限の範囲内で臨時休業を設け、または施設の一部利用制限を行うことがあります。
- 2 夏季・冬季休館日、その他の休日については別途細則に定めることとします。

第 15 条 (変更事項)

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合には、当月 20 日までに指定管理者へ速やかに届けるものとします。

第 16 条 (細則)

本会則に定めない事項及び業務・事務遂行上必要な事項は別途細則に定めます。

第 17 条 (改正)

本会則の改正及び変更は指定管理者が定めるものとし、その際指定管理者は会員に速やかに告知します。またその効力はすべての会員に及ぶものとします。

第 1 改正 2021 年 4 月 1 日 第 9 条 (退会及び休会) ※西暦表記の変更

第 18 条 (施行)

この会則は平成 30 年 4 月 1 日に施行します。

以上

えいご de バスケ 細則 1/1
平成 30 年 4 月 1 日
改正 令和元年 10 月 1 日 (第 1 条)
改正 令和 3 年 1 月 12 日 (第 1 条)
改正 (西暦表記) 2021 年 4 月 1 日 (第 2 条)

えいご de バスケ 細則

第 1 条 (会費等)

会則第 5 条に定める会員の種類・区分及び会則第 6 条に定める会費は以下のとおりとします。

会員区分	会費・施設使用料・保険料
	週 1 回
小学校低学年	¥6,050(税込) / 月
小学校高学年	

第 2 条 (会費の支払い)

1 第 1 条に定める会費は、当月の参加料を指定管理者の前月末の練習日に、直接現金でお支払いいただきます。

2 会則第 9 条に定める休会 休会費 1 か月 1,500 円 (税抜き)

第 3 条 (消費税)

第 1 条の会費等は外税とします。

※消費税に係る法律が改正された場合は改正後を適用します。

第 4 条 (住所等の変更)

- 会員は、入会申込記載事項の住所・連絡先等に変更が生じた場合には、すみやかに指定管理者へお届けください。
- 指定管理者から会員等への誘致・連絡は、会員から届け出のあった住所、または連絡先宛に発送する事により、会員等に届いたものとして取り扱わせていただきます。

第 5 条 (休館日)

夏季・冬季休館中、その他の休日については事前に会員にお知らせします。

第 6 条 (料金の改定)

経済情勢の変動により参加料等を変更させていただく場合があります。

第 7 条 (改定)

- 細則の改正・変更は指定管理者が定め、その効力はすべて会員に及ぶものとします。
- 改定日を以下のとおり定めます。

第 1 改定：平成 30 年 4 月 1 日

第 2 改定：令和元年 10 月 1 日

第 3 改定：令和 3 年 1 月 12 日

第 4 改定：2021 年 4 月 1 日 ※第 2 条休会制度の変更 ※西暦表記の変更

以上